

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案について

平成31年2月8日
経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

1. 改正の趣旨

計量法における計量制度は、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能している。

計量法第158条第1項では、同項各号に掲げる者（検定を受けようとする者等）であって、産業技術総合研究所等に手続を行おうとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないとしている。この規定に基づき、計量法手数料令で具体的な手数料を規定している。下記の通り、今回新たな手数料の制定を行う必要があることから、計量法関係手数料令の改正を行う。

2. 改正の概要

平成28年11月に取りまとめられた計量行政審議会答申を受け、平成29年、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成29年政令第163号。）により、「自動はかり」を新たに特定計量器に追加した。

また、新たに特定計量器に追加された「自動はかり」のうち、「自動捕捉式はかり」については平成31年4月1日から、「ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール」については平成32年4月1日より、法第16条第1項第2号イに基づく検定を開始することとした。

今回、平成31年4月1日より検定が開始される自動捕捉式はかりについて、産業技術総合研究所が行う検定及び型式承認の手数料を制定することとする。

3. スケジュール

公布日：平成31年3月下旬（予定）

施行日：平成31年4月1日